第１５７回

愛知県市長会議

平成２４年４月２４日（火）

開催市　春日井市

愛知県市長会

会　議　次　第

会 場　　ホテルプラザ勝川

1　開　　会　　午後１時３０分

2　開催市市長あいさつ

3　会長あいさつ

4　新市等紹介

5　来賓祝辞

6　議長選出

7　意見交換

8　議案審議

9　協議事項

(1) 東海市長会提出議案について

(2) 役員の改選について

(3) 次回開催市の決定について

10　会務報告

11　そ　の　他

12　閉　　会　　午後３時３０分

13　写真撮影

14　視　　察

○道風記念館（書のまち春日井の紹介）

○４階「プラザホール」（サボテンのまち春日井の紹介）

第１５７回　愛知県市長会議提出議案一覧表

		ページ
第１号議案	幼児二人同乗用自転車の幼児同乗期間の延長について 東三河ブロック　提出	6
第２号議案	子育て世帯への現金支給制度について 知多ブロック　提出	8
第３号議案	控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等について 西尾張ブロック　提出	10
第４号議案	福祉医療制度について 西尾張ブロック　提出 東尾張ブロック　提出 東三河ブロック　提出	12
第５号議案	妊婦健康診査事業の見直しについて 西尾張ブロック　提出 西三河ブロック　提出	14
第６号議案	災害拠点病院の防災対策について 知多ブロック　提出	16
第７号議案	がん検診推進事業の恒久化について 西尾張ブロック　提出 西三河ブロック　提出	18

第８号議案　小型家電リサイクル制度における有用金属の再生利用について　20
西尾張ブロック　提出

第９号議案　学校施設の大規模改造事業に係る交付金について　22
東尾張ブロック　提出

第１０号議案　幼稚園就園奨励費補助制度の充実について　24
東尾張ブロック　提出

第１１号議案　高等学校等就学支援金制度等の充実について　26
東尾張ブロック　提出

第１２号議案　土地区画整理事業に係る補助制度の拡充について　28
西尾張ブロック　提出

第１３号議案　投資的補助金から一括交付金への移行に伴う公共事業への影響について　30
西尾張ブロック　提出

第１４号議案　名古屋港の港湾整備事業の促進について　32
名古屋ブロック　提出

第１５号議案　名古屋港・三河港・衣浦港の防災機能の強化について　34
名古屋ブロック　提出
西三河ブロック　提出
東三河ブロック　提出

第１６号議案　県単独補助制度の見直しについて　36
西尾張ブロック　提出

第１号議案

幼児二人同乗用自転車の幼児同乗期間の延長について

東三河ブロック　提出

平成２１年７月より愛知県道路交通法施行細則が改正され、１６歳以上の運転者が幼児２人を乗車させることができる座席や構造を有する自転車であれば、いわゆる３人乗りが可能となりました。

幼児が２人以上いる子育て家庭の日常生活の実態に合わせた法改正ではありますが、道路交通法の幼児の規定は６歳未満の者であるため、幼稚園、保育園等の最年長学年の幼児が誕生日を迎えた場合、年度途中において６歳に到達し、乗車ができなくなる実情があります。

本市を始め、県内各市で実施しております幼児二人同乗用自転車貸出事業では、６歳の誕生日の前日までを貸出期間として、法を遵守しておりますが、幼稚園、保育園等は３月の年度末まで通園するため、保護者からは期間の延長を求める声が寄せられております。

よって、**国におかれては、道路交通法の幼児の定義を「６歳未満」から「６歳到達の年度末まで」へと改正するよう要望いたします。**

また、**県におかれては、国へ道路交通法の改正を働きかけるとともに、愛知県道路交通法施行細則を改正するよう要望いたします。**

第２号議案

子育て世帯への現金支給制度について

知多ブロック　　提出

子育て世帯への現金支給制度は、平成２２年４月に児童手当から子ども手当へと変更され、その後も平成２３年４月からはつなぎ法、１０月からは特別措置法、そして平成２４年４月からは再び児童手当へと、制度と支給根拠となる法律が目まぐるしく改正されています。

これらの改正はいずれも法案成立から施行までの期間が短く、また、支給要件の変更や所得制限の導入などの制度の複雑化も加わり、システムの改修や制度の周知などの準備期間の確保に大変苦慮している状況です。

また、システム改修にかかる費用は国が全額負担しているものの、その他の事務経費等は、年少扶養控除の廃止等による地方税の収入増が見込まれるとして平成２４年度より都市自治体が負担することとなり、事務量の増と併せて都市自治体の負担が増加しています。

よって、**国におかれては、より簡素な制度の導入の検討及び必要な経費の負担を行うよう要望いたします。**

また、**今後の制度改正においては、法案成立から施行までの期間を十分確保するよう要望いたします。**

第３号議案

控除廃止の影響を受ける費用徴収制度について

西尾張ブロック　提出

子ども手当創設に伴い平成２３年から年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分が廃止され、税額等と連動している様々な負担に影響が生じることとなります。

厚生労働省は、扶養控除の見直しによる影響を可能な限り生じさせないようにするため簡便な方法を示しましたが、この方法は、税額を仮に補正する計算方式としては理解できるものの、実務を行う都市自治体にとっては、対象となる扶養の状況を１件ごとに確認する事務が発生し、大きな負担となります。

よって、**国におかれては、今後国の施策により一方的に都市自治体の事務負担を増大させないよう、安定した費用徴収制度の確立を要望いたします。**

第４号議案

福祉医療制度について

西尾張ブロック　提出
東尾張ブロック　提出
東三河ブロック　提出

県内都市自治体の福祉医療制度は、県制度を基本とし、さらに、様々な対象に都市自治体が単独事業として助成を上乗せして実施していますが、都市自治体の規模や財政状況によって格差が生じています。

福祉医療制度は、心身障害者や精神障害者、母子家庭などの社会的弱者が生活を維持していくために安定した制度で運営することが重要です。また、子育て世帯にとっては負担軽減が図られ少子化対策としても重要であります。

県は重点改革プログラムにおいて福祉医療制度の見直しを掲げていますが、見直し内容によっては住民サービスの大幅な低下や都市自治体の過大な財政負担を招くこととなり、公平で安定した制度の維持が困難になります。

よって、**国におかれては、特に全国的な対策が必要である少子化対策として、子ども医療費の窓口負担を軽減するよう要望いたします。**

また、**県におかれては、福祉医療制度の見直しにあたっては、事前に都市自治体の意見を十分聴取するとともに、都市自治体の過大な財政負担を招くことのない、公平で安定した制度とするよう要望いたします。**

第５号議案

妊婦健康診査事業の見直しについて

西尾張ブロック　提出
西三河ブロック　提出

妊婦健診事業は、５回目までが地方交付税によって、６回目から１４回目までは半分が地方交付税、残り半分が国庫補助により財政支援されています。

平成２３年度からは新たな検査項目が追加されたため都市自治体の財政負担が増加しており、また、平成２５年度から導入される子ども子育て新システムにおいては、国の財政支援の内容が明らかになっていないため、財政負担のさらなる増加を懸念しています。

また、妊婦健診事業は全国一律の制度ではないため、都市自治体の財政力により提供するサービスに差異が生じており、安心して妊娠、出産できる環境が整っていません。

よって、**国におかれては、全国統一の制度を導入し、受診券方式により全国どこでも同一内容の受診が可能となるよう要望します。**

また、**子ども子育て新システムの構築にあたっては、現行の地方交付税と国庫補助による財政支援では無く、費用全額が国費により負担される制度とするよう要望いたします。**

第６号議案

災害拠点病院の防災対策について

知多ブロック　　提出

東日本大震災では、耐震化を終えていない病院だけでなく、災害時の医療拠点として国が耐震化などの整備を進めてきた災害拠点病院も甚大な被害を受けました。

また、建物被害が無かった災害拠点病院においても、自家発電能力や燃料、食料備蓄の不足が生じ、被災後の診療機能維持ができなくなる等の課題も浮き彫りとなりました。

災害拠点病院は、周辺病院のバックアップ体制も持たなければならず、復旧作業の長期化を見据え、これらの課題に早急に対応する必要がありますが、十分な助成制度が無いため、抜本的な対策は困難となっています。

よって、**国におかれては、災害拠点病院において必要な燃料、食料等の備蓄に対する助成制度を創設するよう要望いたします。**

また、**県におかれては、自家発電施設整備等の災害拠点病院の機能維持にかかる経費に対し、十分な助成を行うよう要望いたします。**

第７号議案

がん検診推進事業の恒久化について

西尾張ブロック　提出
西三河ブロック　提出

がん検診推進事業は、平成２１年度より子宮頸がん検診と乳がん検診に対する国の助成制度が始まり、平成２３年度には大腸がん検診も追加され、実施されています。

本事業は、検診対象が５歳刻みとなっていることから、最低でも５年間は継続する必要があるものの、毎年事業の継続の可否が議論されており、都市自治体には市民から不安の声が寄せられています。

この事業によってがん検診の受診率が向上することでがんの早期発見にもつながっているものと思われますが、５歳刻みの特定年齢を対象とする制度であることから、事業の効果をより高めるため、長期的に事業を実施していく必要があります。

よって、**国におかれては、がん検診推進事業を恒久的な制度とするよう要望いたします。**

第８号議案

小型家電リサイクル制度における有用金属の再生利用について

西尾張ブロック　提出

使用済み小型家電製品は多くの都市自治体で不燃ごみ及び粗大ごみとして回収され、破砕等の中間処理後に埋立処分されています。この際、レアメタルなど有用金属はほとんど再生利用されていません。

使用済み小型家電製品に含まれる有用金属の再生利用については中央環境審議会小委員会の検討を経て、第１８０回通常国会に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」として提出されましたが、国民にも都市自治体にもメリットが分かりづらい制度となっています。

また、小委員会で示された経費試算では最終的に基礎自治体だけが経費を負担することとなっていますが、これは、循環型社会形成推進基本法で定める各主体の適正かつ公平な負担の原則に反するものであり、都市自治体としては受け入れられるものではありません。

よって、**国におかれては、小型家電リサイクルにおいて、有用金属の再生利用により便益を受ける者が負担を公平に分け合う制度を導入するよう要望します。**

また、**県におかれては、小委員会の議論を注視し、必要に応じ都市自治体の意見を集約し、情報提供に努められるよう要望します。**

第９号議案

学校施設の大規模改造事業に係る交付金について

東尾張ブロック　提出

都市自治体が所有する学校施設は、児童生徒の急増期に建設された築３０年を超える建物も多く、老朽化が進んでいます。

児童生徒の安全・安心を確保するためには、施設を適正に維持管理する必要があり、定期的な大規模改造事業の実施が欠かせません。

しかしながら、国において学校施設環境改善交付金の予算額を十分に確保されていないため、大規模改造事業が採択されづらい状況となっており、計画的な施設整備に支障をきたしています。

また、教育への影響を最小限に留めるために、大規模改造工事は夏休みを中心に実施しておりますが、学校施設環境改善交付金の交付内定が遅く、工期の確保に苦慮しています。

よって、**国におかれては、大規模改造事業に係る交付金について、安定した予算額を確保し、各年度の早い時期に交付内定を行われるよう要望いたします。**

第１０号議案

幼稚園就園奨励費補助制度の充実について

東尾張ブロック　提出

保護者の経済的負担を軽減するとともに、公・私立幼稚園間における保護者負担の格差是正を図ることを目的として、各都市自治体は、国の幼稚園就園奨励費補助金を活用した就園奨励事業を実施しています。

国の幼稚園就園奨励費補助金の補助率は３分の１以内と定められていますが、実際は調整率によりさらに減額されるため都市自治体の負担が増加し、就園奨励事業の縮小、廃止の原因となっています。

よって、**国におかれては、早急に幼稚園就園奨励費補助金に係る調整率を廃止し、必要な財源を確保されるよう要望いたします。**

第１１号議案

高等学校等就学支援金制度等の充実について

東尾張ブロック　提出

平成２２年度からの国の高等学校等就学支援金の創設を受け、県におかれては、私立高等学校授業料軽減補助制度を見直し、中・低所得者層への補助を拡充されました。

その結果、授業料に対する父母負担は確実に減ったものの、私立学校等関係者からは、公立高校の授業料無償化により拡大した公私間格差の問題が指摘されています。

教育基本法では、国及び地方公共団体に対して私立学校教育の振興に努めるよう求めており、今以上に国及び県が積極的に対応すべきものと考え、これまでも国及び県に同様な要望をしていますが、しっかりした対応はとられておりません。

よって、**国におかれては、早急に就学支援金の支給額を増額するなど、制度の充実を図るよう要望いたします。**

また、**県におかれては、早急に授業料軽減補助制度の充実を図るよう要望いたします。**

第１２号議案

土地区画整理事業に係る補助制度の拡充について

西尾張ブロック　提出

土地区画整理事業は、都市基盤施設と宅地を一体的・総合的に整備する事業であり、市街地整備の代表的な手法として活用されています。

事業の主な財源は、保留地処分金、国庫補助金、関係機関の負担金等ですが、地価の下落にともない保留地処分金による収入が減少しており、地権者や市の負担が増しています。

また、国はこれまでの郊外へ市街地を拡大する方針から、中心市街地などのストックを生かした集約型都市構造の実現へと方向転換していますが、市街地の拡大整備を今後も必要とする都市自治体もあり、地域の実情に合わせた土地区画整理事業を実施できる制度が必要と考えます。

よって、**国におかれては、都市再生土地区画整理事業に対する補助率を拡大するとともに、新市街地にも対応できる補助制度を拡充するよう要望いたします。**

第１３号議案

投資的補助金から一括交付金への移行に伴う
公共事業への影響について

西尾張ブロック　提出

平成２３年度から都道府県を対象に、社会資本整備総合交付金を始めとする投資的補助金が地域自主戦略交付金（一括交付金）へ移行されており、平成２４年度国予算案では、市町村の中で政令指定都市に限定して導入することとなっております。一方、他の都市自治体は、平成２５年度以降に移行される見込みです。

一括交付金に移行した場合は、客観的指標に基づいた交付枠が都市自治体ごとに示されるため、交付枠に合わせた予算編成が必要となります。

しなしながら、予算規模が小さい都市自治体では年度間の公共事業予算額の変動が大きいため、年度間の予算額を均等化し交付枠に合わせるためには、事業の細分化、長期化等の対応が必要となり、効率的な事業実施の妨げとなります。

よって、**国におかれては、公共事業予算の変動が大きい都市自治体にあって、毎年度の事業実施が計画的、効率的にできるよう弾力運用が可能な一括交付金制度とするよう要望いたします。**

第１４号議案

名古屋港の港湾整備事業の促進について

名古屋ブロック　提出

名古屋港は、世界約１６０の国・地域と結ばれ、平成２３年の総取扱貨物量が１０年連続全国１位となる見込みであるなど、中部圏の産業を物流面から強力に支援しているところです。

昨年５月には国際バルク戦略港湾に選定されましたが、国内外の諸港との競争を勝ち抜くためには、スピード感を持った整備が必要です。さらに名古屋港はコンテナ貨物、バルク貨物、完成自動車を扱う総合港湾として、中部圏のみならず日本の経済と産業の成長を牽引する「国際産業ハブ港」の形成を目指し、官民を挙げて国際競争力の強化に取り組んでいるところです。

よって、**国におかれては、名古屋港が、国際バルク戦略港湾として、大型船に対応した港湾施設の整備に必要な支援を行うとともに、「国際産業ハブ港」の形成に向けて、インフラ整備を始めとする必要な支援を行うよう要望いたします。**

第１５号議案

名古屋港・三河港・衣浦港の防災機能の強化について

名古屋ブロック　提出
西三河ブロック　提出
東三河ブロック　提出

名古屋港高潮防波堤は、伊勢湾台風の高潮被害を教訓に国が建設した国有港湾施設ですが、整備後約５０年が経過したことから経年劣化が見受けられ、また、「防波堤耐津波性能評価委員会」では、東海・東南海・南海地震による液状化により最大３．５ｍ沈下するという結果が出されています。

また、三河港と衣浦港においても、施設の経年劣化並びに地域高規格道路に位置付けられている衣浦豊田道路、名豊道路及び名浜道路が整備途中などであることにより、災害発生時に港湾機能の維持が困難となることが予想されます。

現在、国等における検討では、南海トラフにおける巨大地震が新たな想定地震とされるなど、これまでの想定より大きな津波が来襲する可能性も指摘されています。地震・津波・高潮などの災害から後背地の住民の生命・財産を守り、地域の産業を支援するためには、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な対策が必要となります。

よって、**国におかれては、名古屋港、三河港、衣浦港の総合的な防災対策を推進するため、早期に高潮防波堤や防潮壁の機能強化の推進、津波避難施設の整備、緊急輸送道路ともなる地域高規格道路の整備等の必要な措置を講じるよう要望いたします。**

あわせて、**伊勢湾口へのＧＰＳ波浪計について、早期に設置及び本格運用を行い、津波など波浪の観測体制の強化及び情報伝達体制を確立するよう要望いたします。**

また、**県におかれては、地域高規格道路である衣浦豊田道路のうち県事業分について、早期に整備するよう要望いたします。**

第１６号議案

県単独補助制度の見直しについて

西尾張ブロック　提出

県内の都市自治体では、県単独補助を財源に子ども医療制度を始めとした各種福祉関係事業を実施し、大きな成果を上げています。こうした福祉関係事業は市民の生活に直接影響する事業であるため、事業主体である都市自治体は、市民に対し十分に説明を行い、理解を得た上で実施しています。

県健康福祉部は、平成２３年末に、突然平成２４年度福祉関係事業の県単独補助制度の見直し案を都市自治体に示されました。

この見直し案は都市自治体の意見聴取が全く無いまま作成され、また、都市自治体では既に平成２４年度の予算編成及び市民への事業説明に着手している時期であったため、県の見直し案どおりに方向転換することが困難であり、各自治体において大きな混乱が生じました。

最終的に一部の県単独補助金の見直しは平成２５年度に延期されましたが、県の財政状況は来年度以降も引き続き厳しいと見込まれ、今後は県健康福祉部以外においても各種補助制度の見直しが検討されるものと思われます。

よって、**県におかれては、今後のすべての県単独補助制度の見直しに当たっては、事前に事業主体である都市自治体からの意見を十分聴取し、また、市民への周知期間を十分配慮した上で検討を進めるよう要望いたします。**

協　議　事　項

(1) 東海市長会提出議案について

(2) 役員の改選について

(3) 次回開催市の決定について

第１５７回 愛知県市長会議出席者名簿（敬称略）

来　　賓

愛　知　県

知　　事	大　村　秀　章
副　知　事	小　川　悦　雄
総　務　部　長	中　西　　肇
環　境　部　長	西　川　洋　二
市町村課長	相　津　晴　洋

春日井市

春日井市議会議長	丹　羽　一　正

市名	職名	氏名	市名	職名	氏名
名古屋市	市長	河村たかし	稲沢市	市長	大野紀明
豊橋市	市長	佐原光一	新城市	市長	穂積亮次
岡崎市	市長	柴田紘一	東海市	市長	鈴木淳雄
一宮市	市長	谷一夫	大府市	市長	久野孝保
瀬戸市	市長	増岡錦也	知多市	市長	加藤功
半田市	市長	榊原純夫	知立市	市長	林郁夫
春日井市	市長	伊藤太	尾張旭市	市長	水野義則
豊川市	市長	山脇実	高浜市	市長	吉岡初浩
津島市	市長	伊藤文郎	岩倉市	市長	片岡恵一
碧南市	市長	禰冝田政信	豊明市	市長	石川英明
刈谷市	市長	竹中良則	日進市	市長	萩野幸三
豊田市	市長	太田稔彦	田原市	市長	鈴木克幸
安城市	市長	神谷学	愛西市	市長	八木忠男
西尾市	市長	榊原康正	清須市	市長	加藤静治
蒲郡市	市長	稲葉正吉	北名古屋市	市長	長瀬保
犬山市	市長	田中志典	弥富市	市長	服部彰文
常滑市	市長	片岡憲彦	みよし市	市長	久野知英
江南市	市長	堀元	あま市	市長	村上浩司
小牧市	市長	山下史守朗	長久手市	市長	吉田一平

開催市（春日井市）　副市長　近藤和記雄

中村幹雄

愛知県市長会事務局　事務局長　原田泰

愛知県市長会議開催一覧表

（平成８年秋以降）

回数	開催年月日	開催市	会場
１２６	平成 8年10月 2日	豊田市	名鉄トヨタホテル
１２７	平成 9年 4月17日	安城市	三河安城シティホテル
１２８	平成 9年10月 6日	西尾市	西尾市総合福祉センター
１２９	平成10年 4月24日	蒲郡市	蒲郡プリンスホテル
１３０	平成10年10月 7日	犬山市	博物館　明治村
１３１	平成11年 5月17日	常滑市	常滑競艇場事務管理棟
１３２	平成11年10月 4日	江南市	すいとぴあ江南
１３３	平成12年 4月21日	尾西市	尾西グリーンプラザ
１３４	平成12年10月 3日	小牧市	名鉄小牧ホテル
１３５	平成13年 4月17日	稲沢市	稲沢市勤労福祉会館
１３６	平成13年10月 5日	新城市	新城文化会館
１３７	平成14年 4月19日	東海市	東海市立勤労センター
１３８	平成14年10月 3日	大府市	大府市勤労文化会館
１３９	平成15年 5月 8日	知多市	知多市勤労文化会館
１４０	平成15年10月 2日	尾張旭市	尾張旭市渋川福祉センター
１４１	平成16年 5月 7日	知立市	知立セントピアホテル
１４２	平成16年10月 6日	高浜市	㈱豊田自動織機 高浜工場
１４３	平成17年 4月20日	岩倉市	岩倉市総合体育文化センター
１４４	平成17年10月 4日	豊明市	ザ・グランドティアラ豊明
１４５	平成18年 4月25日	日進市	愛知学院大学　学院会館
１４６	平成18年10月 5日	田原市	伊良湖ビューホテル
１４７	平成19年 5月14日	愛西市	愛西市親水公園総合体育館
１４８	平成19年10月 3日	清須市	キリンビール㈱ 名古屋工場
１４９	平成20年 4月22日	北名古屋市	北名古屋市健康ドーム
１５０	平成20年10月 2日	弥富市	弥富市総合社会教育センター
１５１	平成21年 4月21日	豊橋市	ホテル日航豊橋
１５２	平成21年10月16日	名古屋市	名古屋マリオットアソシアホテル
１５３	平成22年 4月28日	岡崎市	岡崎市図書館交流プラザ Libra
１５４	平成22年10月 5日	一宮市	アイプラザ一宮
１５５	平成23年 5月10日	瀬戸市	瀬戸蔵
１５６	平成23年10月14日	半田市	半田市福祉文化会館

（注）第１２５回以前については省略。

愛知県市長会会則

（名　　称）
第１条　この会は、愛知県市長会（以下「市長会」という。）という。
（組　　織）
第２条　市長会は、愛知県下の各市をもって組織する。
（目　　的）
第３条　市長会は、県下各市相互の連携を密にし、行政全般につき調査研究を行い、市政の円滑なる運営を期することを目的とする。
（事　　業）
第４条　市長会は、次の各号に掲げる事業を行う。
(1)　行政全般の調査研究
(2)　行政全般に関する統計
(3)　市長会が主催する各種会議の運営
(4)　その他市長会の目的を達成するため必要な事項
（事　務　所）
第５条　市長会の事務所は、名古屋市中区三の丸二丁目３番２号愛知県自治センター内に置く。
（役　　員）
第６条　市長会に次の各号に掲げる役員を置き、市長会を組織する市の市長（以下「市長」という。）をもって充てる。
(1)　名誉会長　　１名
(2)　会　　長　　１名
(3)　副 会 長　　２名
(4)　理　　事　　（名誉会長、会長及び副会長を含む。）９名
(5)　監　　事　　２名
（役員選出及び任期）
第６条の２　前条の役員は、総会において選出し、その任期は１年とする。
２　監事を除く役員のブロック別選出基準は、別表のとおりとする。
（会長及び副会長）
第７条　会長は、市長会の会務を総理し、市長会を代表する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（理　　事）
第８条　理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
（監　　事）
第９条　監事は、毎会計年度少なくとも１回以上日を定めて、市長会の会計事務を監査しなければならない。
（顧　　問）

第10条　市長会に顧問を置くことができる。
２　顧問は、総会において推せんするものとする。
３　顧問は、理事会及び総会において意見を述べることができる。
（参　　与）
第11条　市長会に参与を置くことができる。
２　参与は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
３　参与は、市長会の重要な事項につき諮問に応ずるものとする。
（常任幹事及び幹事）
第12条　市長会に常任幹事及び幹事を置き、その任期は１年とする。
２　幹事は、市長の指名する部長又は課長をもって充てる。
３　常任幹事は、幹事の互選による。
４　常任幹事及び幹事は、市長会の円滑な運営を図るため、連絡協議するものとする。
（総　　会）
第13条　通常総会は、年２回開催する。
２　会長が必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。
３　総会には、市長が出席するものとする。
４　総会は、次の各号に掲げる事項を議決するものとする。
(1) 会則の変更に関すること。
(2) 事業計画、予算及び決算に関すること。
(3) その他市長会の重要な事項に関すること。
（理　事　会）
第13条の２　理事会は、理事をもって構成する。
２　理事会は、次の各号に掲げる事項を議決するものとする。
(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
(2) 総会に付議すべき事項
(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
（事　務　局）
第14条　市長会に事務局を置く。
２　事務局に、事務局長１名及び書記若干名を置く。
３　事務局長は、会長の命を受け、その事務を処理する。
４　書記は、事務局長の命を受け、その事務に従事する。
５　事務局の組織、職員定数、職務分掌、勤務条件、その他の必要な事項については、理事会の議決を経て、会長が別に定める。
（会議の招集）
第15条　会議は、必要のつど会長が招集する。
２　会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
（会　　計）
第16条　市長会の会計年度は、４月１日に始まり翌年３月３１日に終る。

２　市長会の経費は、市長会を組織する市の負担金、寄付金、その他収入をもって支弁する。

（委　　任）

第17条　この会則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附　則

１　この会則は、昭和３６年８月１日から施行する。

２　削　除

３　市長会は、この会則施行の日における愛知県市長会及び愛知県都市協議会の事業並びに権利及び義務を承継する。

（昭和３８年１月１日から平成７年５月２日までの附則　略）

附　則

この会則は、平成１０年４月２４日から施行する。

附　則

この会則は、平成１６年５月７日から施行する。

附　則

この会則は、平成１７年４月２０日から施行する。

附　則

この会則は、平成１７年１０月４日から施行する。

ただし、北名古屋市については、同市の設置の効力が生じる日から施行する。

附　則

この会則は、平成１８年４月２５日から施行する。

附　則

この会則は、平成２２年４月２８日から施行する。

附　則

この会則は、平成２４年１月４日から施行する。

別　表

ブロック別役員選出基準

ブロック名	基準数（監事を除く）	構成市数	構成市
名古屋	1	1	名古屋市
西尾張	2	9	一宮市・津島市・犬山市・江南市・稲沢市・岩倉市・愛西市・弥富市・あま市
東尾張	2	9	瀬戸市・春日井市・小牧市・尾張旭市・豊明市・日進市・清須市・北名古屋市・長久手市
知多	1	5	半田市・常滑市・東海市・大府市・知多市
西三河	2	9	岡崎市・碧南市・刈谷市・豊田市・安城市・西尾市・知立市・高浜市・みよし市
東三河	1	5	豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・田原市
計	9	３８	

基準数の算定基礎は、次のとおりとする。

５　市　ま　で　　１

６市から１０市まで　　２